

令和7年第5回伊賀市教育委員会 議事日程

令和7年4月23日 14:00～
伊賀市役所 4階 庁議室

- ・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和7年第4回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第20号 伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に係る専決処分の承認について

議案第21号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に係る専決処分の承認について

議案第22号 学習者用端末の買入れ議案に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第23号 伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の廃止に係る専決処分の承認について

議案第24号 伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱の廃止に係る専決処分の承認について

議案第25号 伊賀市語学指導等を行う外国青年の任用等に関する規則の制定に係る専決処分の承認について

日程第5 議案第26号 令和7年度一般会計補正予算 教育費関係に係る専決処分の承認について

日程第6 議案第27号 伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認について

日程第7 報告説明事項

- ①寄附について
- ②委員会の委員等の報酬に関する規則の一部改正について
- ③伊賀市就学援助費支給要綱の一部改正について
- ④伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の制定について
- ⑤三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金交付要綱の制定について
- ⑥伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱の一部改正について
- ⑦伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議設置要綱の一部改正について
- ⑧伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員委嘱について
- ⑨伊賀市文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議設置要綱の一部改正について
- ⑩史跡上野城跡保存活用計画庁内検討会議設置要綱の一部改正について
- ⑪その他

議案第20号

伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に係る専決処分の承認について
伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について、伊賀市教育委員会
教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項によ
り専決処分したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和7年4月23日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|--------|---|
| 1 改正理由 | 所要の改正が必要となったため、専決処分を行ったことについて承
認を求めるとする。 |
| 2 改正内容 | 別紙のとおり |
| 3 施行期日 | 令和7年4月1日 |

専決第6号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第2号を第4号とし、第3号を第6号とし、第4号中「監は、」の次に「部長を補佐して、あらかじめ定められた部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第5号を第3号とし、第6号を第5号とする。

別表第1 教育総務課の項事務分掌の欄中「(18)」を「(19)」に、「(17)」を「(18)」に改め、(16)の行の次に「(17)学校施設等の管理に関すること。」を加え、同表学校教育課の項事務分掌の欄(8)中「製」を「制」に改める。

別表第2 学校施設室の項事務分掌の欄(1)中「施設」の次に「等」を、「施設の」の次に「維持」を加え、(3)の行の次に「(4)室の庶務に関すること。」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 (略) (職務)</p> <p>第6条 第4条及び前条に規定する職の職務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) (略) <u>(4)</u> (略) <u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> 事務局次長及び監は、<u>部長を補佐して、あらかじめ定められた部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>(3)</u> (略) <u>(5)</u> (略) (7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条及び第8条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (職務)</p> <p>第6条 第4条及び前条に規定する職の職務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 事務局次長及び監は、<u>上司の命を受けて特定の事務を処理する。</u></p> <p><u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条及び第8条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>

課	事務分掌
教育総務課	<p>(1) 教育行政に係る政策、企画の調整に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関すること。</p> <p>(3) 大綱策定の事務に関すること。</p> <p>(4) 委員会の会議に関すること。</p> <p>(5) 委員会規則及び諸規程の制定・改廃に関すること。</p>

課	事務分掌
教育総務課	<p>(1) 教育行政に係る政策、企画の調整に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関すること。</p> <p>(3) 大綱策定の事務に関すること。</p> <p>(4) 委員会の会議に関すること。</p> <p>(5) 委員会規則及び諸規程の制定・改廃に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 教育行政に関する広聴広報に関すること。</p> <p>(7) 教育行政に関する相談等</p> <p>(8) 委員会の予算及び決算事務に関すること。</p> <p>(9) 委員会所管職員の任免及び人事に関すること。</p> <p>(10) 委員会職員の給与及び勤務条件に関すること。</p> <p>(11) 公印の管理に関すること。</p> <p>(12) 奨学金等に関すること。</p> <p>(13) 公立学校共済組合に関すること。</p> <p>(14) 学校の設置及び廃止等に関すること。</p> <p>(15) 学校運営に係る経理事務に関すること。</p> <p>(16) スクールバスの運行及び遠距離通学に関すること。</p> <p><u>(17) 学校施設等の管理に関すること。</u></p> <p><u>(18) 委員会及び課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(19) 委員会事務局の他の課の所管に属さないこと。</u></p>	<p>(6) 教育行政に関する広聴広報に関すること。</p> <p>(7) 教育行政に関する相談等</p> <p>(8) 委員会の予算及び決算事務に関すること。</p> <p>(9) 委員会所管職員の任免及び人事に関すること。</p> <p>(10) 委員会職員の給与及び勤務条件に関すること。</p> <p>(11) 公印の管理に関すること。</p> <p>(12) 奨学金等に関すること。</p> <p>(13) 公立学校共済組合に関すること。</p> <p>(14) 学校の設置及び廃止等に関すること。</p> <p>(15) 学校運営に係る経理事務に関すること。</p> <p>(16) スクールバスの運行及び遠距離通学に関すること。</p> <p><u>(17) 委員会及び課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(18) 委員会事務局の他の課の所管に属さないこと。</u></p>
<p>学校教育課</p> <p>(1) 教育課程・教育計画に関すること。</p> <p>(2) 生徒指導に関すること。</p> <p>(3) 人権・同和教育に関すること。</p>	<p>学校教育課</p> <p>(1) 教育課程・教育計画に関すること。</p> <p>(2) 生徒指導に関すること。</p> <p>(3) 人権・同和教育に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(5) 健康安全教育に関すること。</p> <p>(6) 幼児教育に関すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員の人事・服務・管理に関すること。</p> <p>(8) 学級編制及び教職員組織に関すること。</p> <p>(9) 県費負担教職員の研修に関すること。</p> <p>(10) 学校の運営管理に関すること。</p> <p>(11) 通学の安全に関すること。</p> <p>(12) 学齢児童生徒の入学・就学に関すること。</p> <p>(13) 教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p>(14) 学校の保健に関すること。</p> <p>(15) 学校給食に関すること。</p> <p>(16) 伊賀市教育研究センターの管理運営に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>	<p>(4) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(5) 健康安全教育に関すること。</p> <p>(6) 幼児教育に関すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員の人事・服務・管理に関すること。</p> <p>(8) 学級編製及び教職員組織に関すること。</p> <p>(9) 県費負担教職員の研修に関すること。</p> <p>(10) 学校の運営管理に関すること。</p> <p>(11) 通学の安全に関すること。</p> <p>(12) 学齢児童生徒の入学・就学に関すること。</p> <p>(13) 教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p>(14) 学校の保健に関すること。</p> <p>(15) 学校給食に関すること。</p> <p>(16) 伊賀市教育研究センターの管理運営に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>
(略)	(略)
別表第2 (第4条関係)	別表第2 (第4条関係)
室	事務分掌

改正後		改正前	
学校施設室	(1) 学校施設等の維持管理に関すること。	(1) 学校施設の管理に関すること。	
	(2) 学校施設及び設備の整備計画に関すること。	(2) 学校施設及び設備の整備計画に関すること。	
	(3) 学校施設の設計、監理及び営繕に関すること。	(3) 学校施設の設計、監理及び営繕に関すること。	
	(4) 室の庶務に関すること。		

議案第21号

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に係る専決処分の承認について

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項により専決処分したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和7年4月23日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|--------|---|
| 1 改正理由 | 4月1日からの施行に伴い、所要の改正が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求める。 |
| 2 改正内容 | 別紙のとおり |
| 3 施行期日 | 令和7年4月1日 |

専決第7号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画振興部」を「地域力創造部」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
第1条及び第2条 (略) 別表 (第2条関係)		第1条及び第2条 (略) 別表 (第2条関係)	
組織	補助執行事務	組織	補助執行事務
(略)		(略)	
地域力創造部スポーツ振興課	学校開放に関すること。	企画振興部スポーツ振興課	学校開放に関すること。

議案第 22 号

学習者用端末の買入れ議案に係る専決処分の承認について

学習者用端末の買入れ議案について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号) 第 3 条第 1 項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

1 専決処分理由

学習者用端末の買入れについて、伊賀市議会 4 月緊急会議への議案の提出が必要となつたため、専決処分を行つたことについて承認を求めようとする。

2 専決処分の内容 別紙のとおり

専決第1号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月7日

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

議案第 65 号

学習者用端末の買入れについて

次のとおり学習者用端末を買入れることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(平成16年伊賀市条例第68号) 第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年4月18日提出

伊賀市長 稲森 稔尚

記

1 買入物件 学習者用端末

2 契約金額 351,191,500 円

3 契約の相手方 三重県四日市市浜田町5-27 第3加藤ビル5F
株式会社フューチャーイン 四日市営業所
所長 菱田 貴文

契 約 に 関 す る 調 書

議案第65号 資料

部課名 教育委員会事務局 教育総務課

種別又は契約の名称		学習者用端末購入
仮 契 約 年 月 日		令和 7 年 3 月 21 日
仮 契 約 の 相 手 方		三重県四日市市浜田町5-27 第3加藤ビル5F 株式会社フューチャーイン 四日市営業所 所長 菱田 貴文
仮 契 約 金 額		金 351,191,500 円 (評価点 96点／120点) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 31,926,500 円)
納 入 期 限		令和 7 年 8 月 8 日
内 容		学習者用端末 (ライセンス、キッティング費用、保護フィルム含む) 6,485台 ケース・カバー 1,092個 更新対象端末回収・処分 6,998台
企 画 提 案 コンペ 参 加 者		株式会社フューチャーイン 四日市営業所 計 1 者
入 札 上 限 額		1台あたり 金 55,000 円 (見積上限額(税抜) 50,000 円)
最 低 制 限 価 格		金 —— 円 (入札書比較価格 —— 円)
入 札 回 数		1 回
二番札の入札価格 及 び 入 札 業 者 名		金 円 該当者なし
入 札 年 月 日		令和 7 年 3 月 5 日
契 約 の 方 法		三重県GIGAスクール構想推進協議会による企画提案コンペ
備 考		

議案第 23 号

伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の廃止に係る専決処分の承認について

伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 24 号）の廃止について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤 田 剛

記

- 1 専決処分理由 現行の「伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 24 号）」及び「伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 5 号）」の内容は重複している部分が多く、休暇等に関する規定も長らく改正されないまま現在に至っていることから、新たに規則を制定するため、本規則を廃止する専決処分を行ったことについて承認を求めるとする。
- 2 廃止内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

専決第2号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

伊賀市教育委員会

教育長 谷口 修一

伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則を廃止する規則

伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第24号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則

平成16年11月1日教育委員会規則第24号

改正

平成20年3月31日教委規則第7号

平成21年4月30日教委規則第8号

令和2年2月19日教委規則第4号

伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により伊賀市において語学指導等を行う外国青年（以下「外国語指導助手」という。）の職の設置、勤務条件、服務等について定めるものとする。

（職の設置及び職務）

第2条 教育委員会事務局学校教育課に外国語指導助手を置く。

2 外国語指導助手の職務は、外国語教育及び国際理解教育の指導及び援助に関する事とする。

（任期）

第3条 外国語指導助手の任期は、来日翌日から翌年3月31日まで及び同年4月1日から来日日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

（勤務時間及び勤務の割振り）

第4条 外国語指導助手の勤務時間は、1週間にについて34時間30分とする。

2 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までにおいて、1日につき7時間とする。ただし、水曜日は6時間30分とする。

3 1日の勤務時間及び休憩時間の割振りは、次の表のとおりとする。

曜日	勤務時間の割振り	休憩時間の割振り
----	----------	----------

月・火・木・金曜日	午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分まで	午後0時から午後1時まで
水曜日	午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時まで	午後0時から午後1時まで

4 教育長は、特に必要があると認めるときは、1日につき7時間を超えない時間において、勤務時間の割振りを変更することができる。

(休日)

第5条 外国語指導助手の休日は、一般職に属する市職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があるとして休日の全勤務時間について特に勤務をすることを命じた場合は、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができる。

(有給休暇)

第6条 外国語指導助手の年次有給休暇の日数は、20日とする。

2 年次有給休暇の取得は、原則として3日前までに請求するものとし、3日以上連續して休暇を取得するときは、1か月前までに請求しなければならない。

3 年次有給休暇の単位は、一般職に属する市職員の例による。

(病気休暇)

第7条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始日から起算して20日を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日（週休日及び休日を含む。）に満たないときは、それらの二の期間は連續するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第8条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する14日の範囲内の期間。兄弟姉妹が死亡した場合は、連続する7日の範囲内の期間
- (2) 本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度により教育長が必要と認める期間
- (4) 交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
- (7) 女子の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回各30分以内
- (8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める場合 教育長が必要と認める期間

2 前項第1号から第4号まで及び第9号の特別休暇は有給とし、前項第5号から第8号までの特別休暇は無給とする。

(休職)

第9条 外国語指導助手が病気、負傷その他やむを得ない事由（前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除く。）により勤務できない日が連続して20日を超えるときは、必要と認める期間休職させること

ができる。

- 2 外国語指導助手が刑事事件に関し起訴されたときは、休職させることができる。
- 3 第1項に規定する場合における給料は、次のとおりとする。
 - (1) 職務による負傷又は疾病の場合 休職の期間中全額を支給する。
 - (2) 前号の場合以外の場合 その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでの間は全額を支給し、30日を超えて60日に達するまでの間は半額を支給し、60日を超えるときは支給しない。
- 4 第2項に規定する場合における給料は、休職の期間中6割に相当する額を支給する。

(休暇及び休職の手続)

第10条 病気又は負傷による休暇又は休職の場合は、医師の証明等を提出しなければならない。この場合において、教育長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

(服務)

第11条 外国語指導助手は、その職務について宗教活動又は政治活動をしてはならない。

- 2 外国語指導助手の職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、営利企業の従事制限等の服務については、一般職に属する市職員の例による。

(懲戒)

第12条 教育長は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又は伊賀市の条例若しくは条例に基づく規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

2 前項の処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

(1) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その期間の給料は、支給しない。

(2) 減給 1回につき給料の1日当たりの額の2分の1に相当する額を減給する。ただし、1か月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、3万円を超えないものとする。

(3) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(退職)

第13条 外国語指導助手は、任用期間満了前に退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(解雇)

第14条 教育長は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、解雇することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令又は伊賀市の条例若しくは条例に基づく規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、改善の見込みがない場合

(3) 当該外国語指導助手の職務にふさわしくない行為があった場合

(4) 身体又は精神の障害により職務に耐えられないと認められる場合

(5) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第8条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれとの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合

2 外国語指導助手が禁錮(二)以上の刑に処せられたときは、解雇され

たものとし、何らの給付も行わない。

(任用の手続)

第15条 外国語指導助手の任用は、辞令を交付することにより行う。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、外国語指導助手の勤務条件等に
関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月30日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市語学指導等を行う
外国青年の勤務条件等に関する規則の規定は、平成21年4月1日から適
用する。

附 則（令和2年2月19日教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、現に語学指導等を行う外国青
年招致事業により伊賀市において語学指導等を行う外国青年として任
用されている者の任期は、この規則による改正後の伊賀市語学指導等
を行う外国青年の勤務条件等に関する規則第3条の規定にかかわらず、
令和2年4月1日から来日日の翌日から起算して1年を経過する日ま
でとする。

議案第 24 号

伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱の廃止に係る専決処分の承認について

伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 5 号）の廃止について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤 田 剛

記

- 1 廃止理由 現行の「伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 24 号）」及び「伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 5 号）」の内容は重複している部分が多く、休暇等に関する規定も長らく改正されないまま現在に至っていることから、新たに規則を制定するため、本規則を廃止する専決処分を行ったことについて承認を求めるとする。
- 2 廃止内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

専決第3号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

伊賀市教育委員会

教育長 谷口 修一

伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱を廃止する告示

伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 5 号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱

平成16年11月1日教育委員会告示第5号

改正

平成24年7月26日教委告示第17号

平成25年8月30日教委告示第12号

令和2年2月19日教委告示第4号

令和2年7月28日教委告示第15号

伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 職務（第3条・第4条）

第3章 契約期間及びその終了（第5条—第7条）

第4章 給料その他の給付（第8条—第10条）

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条—第19条）

第6章 服務（第20条—第27条）

第7章 懲戒（第28条）

第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この就業要綱（以下「要綱」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、伊賀市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めるものとする。

2 参加者の勤務条件については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令又は市の条例若しくは規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流員 参加者のうち国際交流活動に従事する外国青年
- (2) 外国語指導助手 参加者のうち語学指導に従事する外国青年
- (3) 所属長 国際交流員又は外国語指導助手に従事する組織の長
- (4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

(国際交流員の職務)

第3条 参加者は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 市の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- (2) 市の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- (3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画
- (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力
- (5) その他所属長に指示された職務

(外国語指導助手の職務)

第4条 外国語指導助手は、教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語授業の補助及び国際理解活動の補助
- (2) 小学校における外国語会話及び国際理解活動の補助
- (3) 外国語教材作成の補助及び外国語能力コンテスト等への協力
- (4) 外国語教員に対する現職研修への補助
- (5) 特別活動及び課外活動への協力
- (6) 地域における国際交流活動への協力

(7) その他所属長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 契約期間及びその終了

(契約期間)

第5条 参加者の契約期間は、来日翌日から翌年3月31日まで及び同年4月1日から来日日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(退職)

第6条 参加者は、前条の契約期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(解雇)

第7条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を解雇することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令又は市の条例若しくは規則及びこの要綱に違反した場合

(2) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(3) 心身の故障のため職務に堪えられないと認められる場合

(4) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(5) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合

(6) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して給料を支払うことができない

場合は、30日前までに予告し、又は1か月分の給料を支払って参加者を解雇することができる。

3 参加者が禁錮(こ)以上の刑に処せられた時は、当該参加者は当然に解雇されたものとみなし、市は彼らの給料を行わない。

第4章 給料その他の給付

(給料及びその計算)

第8条 平成23年度以前の参加者の給料は、月額30万円とする。ただし、1年間勤務する参加者について日本国内において賦課される所得税及び住民税（以下「所得税等」という。）控除後の手取り年額が、360万円を下回る見通しとなった場合は、360万円を下回らない額となるよう月額を調整するものとする。

2 平成24年度以降に来日した参加者の給料は、次のとおりとし、所得税等は、給料から参加者が負担するものとする。なお、2次来日又は中途退職者に伴う補充来日等により、来日1年目の任期が1年未満となる参加者については、所得税等控除後の月額給料が、来日1年目の任期が満1年の参加者と比べ、下回ることのないよう調整するものとする。

年度	月額	年額
来日1年目	28万円	336万円
2年目	30万円	360万円
3年目	32.5万円	390万円
4年目以降	33万円	396万円

3 前項の規定により給料を支給する場合において、任期により月の中途で給料額に異動が生じたときの当該月の給料は、異動前の給料月額を当該月の勤務すべき日数で除して得た額に当該月の1日から異動日の前日までの勤務すべき日数を乗じて得た額と異動後の給料月額を当該月の勤務すべき日数で除して得た額に異動日から当該月の末日まで

の勤務すべき日数を乗じて得た額との合計額とする。

- 4 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる給料の額は、日割計算により算出する。
- 5 給料の日割計算に当たっては、給料の年間額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、給料の年間額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。
- 6 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

(給料の減額)

第9条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この要綱に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第5項により計算した1時間当たりの額を前条第1項又は第2項の給料から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の給料からこれを減額できなかったときは、翌月の給料からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(旅費等)

第10条 参加者が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例により、旅費を支給する。

- 2 市は、別に定めるところにより、参加者の赴任及び帰国ための旅費を支給する。ただし、帰国情費は、当該参加者が第5条の契約期間を満了後、1か月以内に日本において市又は第三者と雇用契約に入ることなく、かつ、1か月以内に帰国のために日本を出発する場合に支

給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により契約期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国旅費を支給することができる。

4 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き 1 週間について 35 時間（34 時間 30 分）とする。

2 國際交流員の勤務時間の割振りは、月曜日から木曜日までにおいては毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、金曜日においては午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、月曜日から木曜日までの毎日午後 0 時 15 分から午後 1 時までは休憩時間とし、この時間は参加者が自由に使用できるものとする。

3 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までにおいては毎日午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間とし、この時間は参加者が自由に使用できるものとする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて 4 週間以内に代休を与えることとし、当該 4 週間を平均して 1 週間につき 35 時間（34 時間 30 分）を超える勤務をさせないものとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合

においても、国際交流員については、1日につき、月曜日から木曜日までにおいては8時間、金曜日においては3時間を超える勤務をさせないものとし、外国語指導助手については、1日につき、月曜日から金曜日までにおいては7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定したうえで、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 参加者は、第5条に定める契約期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

2 参加者は、第5条の契約期間満了後、市と再契約する場合には、20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の契約期間に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇をあたえることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇はその開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができ

ない。病気休暇を承認された期間と期間の間が 7 日に満たないときは、それらの 2 の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する14日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する 7 日の範囲内の期間
 - (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する 5 日の範囲内の期間
 - (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じて市が必要と認める期間
 - (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
 - (5) 女子の参加者が 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
 - (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの日。ただし、産後 6 週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
 - (7) 女子の参加者が生後 1 年に達しない子の育児を行う場合 1 日 2 回それぞれ30分以内
 - (8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
 - (9) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- 2 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号の特別休暇は有給とし、第 5

号から第8号までの特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除く外、参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるとときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の給料の支給は、次に定めるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、給料の全額を支給する。

(2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは給料の全額を支給し、30日を超えて60日に達するまでは給料の半額を支給し、60日を超えるときは給料を支給しない。

(起訴休職)

第17条 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は当該参加者を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は給料の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 参加者が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の給料の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続き)

第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第9号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出しができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出しができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連續して3日を超える休暇を取得する場合及び給食の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

4 第17条第1項による休職及び第18条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第6章 服務

(勤務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(勤務成績の評定)

第21条 市は参加者の執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。

(職務専念義務)

第22条 参加者は、この要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第23条 参加者は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第24条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(営利企業等の従事制限)

第25条 参加者は、任命権者の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第27条 参加者は、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車を運転してはならない。

第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、停職、減給又は戒告の処分をすることがで

きる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又は伊賀市の条例若しくは規則及びこの要綱に違反した場合
- (2) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (3) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の給料は支払わない。
- (2) 減給 1回につき平均賃金の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1か月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1か月における賃金の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 戒告 書面により当該行為を戒める。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年伊賀市条例第49号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成24年7月26日教委告示第17号）

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日教委告示第12号）

この告示は、平成25年8月30日から施行し、改正後の伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱の規定は、平成25年8月1日から適用する。

附 則（令和2年2月19日教委告示第4号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日において、現に語学指導等を行う外国青年招致事業により伊賀市において語学指導等を行う外国青年として任用されている者の契約期間は、この告示による改正後の伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱第5条の規定にかかわらず、令和2年4月1日から来日日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

附 則（令和2年7月28日教委告示第15号）

この告示は、令和2年7月28日から施行し、改正後の伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱の規定は、令和2年7月27日から適用する。

議案第 25 号

伊賀市語学指導等を行う外国青年の任用等に関する規則の制定に係る専決処分の承認について

伊賀市語学指導等を行う外国青年の任用等に関する規則の制定について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤 田 剛

記

- | | |
|--------|---|
| 1 制定理由 | 現行の「伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 24 号）」及び「伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 5 号）」の内容は重複している部分が多く、休暇等に関する規定も長らく改正されないまま現在に至っていることから、当該規則及び要綱を廃止し、新たに規則を制定する専決処分を行ったことについて承認を求めるとする。 |
| 2 制定内容 | 別紙のとおり |
| 3 施行期日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |

専決第4号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

伊賀市教育委員会

教育長 谷口 修一

伊賀市語学指導等を行う外国青年の任用等に関する規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 職務(第3条)
- 第3章 任期及びその終了(第4条・第5条)
- 第4章 報酬その他の給付(第6条—第9条)
- 第5章 勤務時間、休日及び休暇(第10条—第15条)
- 第6章 服務(第16条—第26条)
- 第7章 懲戒等(第27条—第31条)
- 第8章 公務災害補償等(第32条・第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、伊賀市(以下「市」という。)に配置される招致青年(以下「参加者」という。)の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令並びに市の条例及び当該条例に基づく規則(以下「法令等」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手 参加者のうち、伊賀市教育委員会に配置され、外国語担当指導主事、外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- (2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- (5) 任用団体 外国語指導助手を任用する組織

第2章 職務

(外国語指導助手の職務)

第3条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は小・中学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 小・中学校における外国語授業等の補助
- (2) 外国語教材作成の補助
- (3) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- (4) 特別活動、部活動等への協力
- (5) 外国語担当指導主事、外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
(言葉の使い方、発音の仕方等)
- (6) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (7) 地域における国際交流活動への協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任期及びその終了

(任期)

第4条 参加者の任期は、来日日の翌日から同日の属する会計年度の末日までを終期とする前半任期及び翌会計年度の初日から来日日の翌日から起算して1年を経過する日を終期とする後半任期を合わせた1年間とする。ただし、一般財団法人自治体国際化協会が別途通知する指定の任期の始期及び終期がある場合は、その指定日を任期の始期及び終期とすることができる。

2 前項の任期満了後、市は、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとする。この場合において、再度の任用の任期は1年間とする。ただし、一般財団法人自治体国際化協会が別途指定する再度の任用の任期がある場合は、その指定の任期とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続く5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。ただし、一般財団法人自治体国際化協会が、再度の任用について別途指定する場合は、その指定の任用を行うことができるものとする。

(退職)

第5条 参加者は、任期においては誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、

真にやむを得ない理由により任期の満了前に退職しなければならないときは、参加者は、退職しようとする日の 30 日前までに市に申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第6条 参加者の報酬は、来日 1 年目については月額 33 万 5,000 円（年額 402 万円）、2 年目については月額 34 万 5,000 円（年額 414 万円）、3 年目については月額 35 万 5,000 円（年額 426 万円）、4 年目及び 5 年目については月額 36 万円（年額 432 万円）程度とする。

2 報酬の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日のいずれにも当たらない日を支給日とする。

3 参加者の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了した場合の当該月の報酬の額は、その支給対象となる期間の実日数から第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 1 時間当たりの報酬の額は、報酬の月額に 12 を乗じて得た額を第 10 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じて得た数で除して得た額とする。

(報酬の減額)

第7条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に特別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった 1 時間につき前条第 4 項の規定により算出した 1 時間当たりの報酬の額を同条第 1 項の報酬から減額して支給する。この場合において、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額する。

2 前項の勤務しなかった時間の計算は、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して算出する。ただし、1 時間未満の端数を生じた場合は、その端数が 30 分未満のときは切り捨て、30 分以上のときは 1 時間とする。

(費用弁償等)

第8条 参加者が職務を行うために旅行するときは、伊賀市職員等の旅費に関する

条例（平成 29 年伊賀市条例第 2 号）の適用を受ける職員の旅費の例により、その費用を弁償する。

- 2 参加者が赴任し、及び帰国するときは、その費用を弁償する。ただし、帰国旅費は、当該参加者が第 4 条の契約期間を満了後、契約期間満了日の翌日から起算して 1 か月以内に日本において市又は第三者と雇用契約に入ることなく、かつ、契約期間満了日の翌日から起算して 1 か月を経過する日までに帰国のために日本を出発する場合に弁償するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により契約期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国するための費用を弁償することができる。

第 9 条 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第 5 章 勤務時間、休日及び休暇

（勤務時間）

第 10 条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き 1 週間当たり 35 時間とする。

- 2 前項の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、前項以外の時間に勤務することを命ずることができる。この場合において、当該勤務を命ずる時間が属する週から起算して、4 週間後の週までに勤務を要しない時間を指定することとし、当該 4 週間を平均して 1 週間当たり 35 時間を超える勤務をさせないものとする。
- 4 前項の勤務に当たっては、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の規定により、当該週の勤務時間の合計が 40 時間を超える勤務をさせないものとし、1 日については 8 時間を超えて勤務させないものとする。この場合において、同法第 35 条第 1 項の規定により、毎週少なくとも 1 日の勤務を要しない日を与えるものとする。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を命ずることができる。この場合において、月曜日から金曜日までに

においては 1 日につき 7 時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第 11 条 参加者は、次に掲げる休日には、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいう。）

(2) 年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、参加者に同項の休日について勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第 12 条 参加者の年次有給休暇は、第 4 条第 1 項に規定する任期ごとにおける休暇とし、その日数は、任期において分割又は連続した 20 日間とする。ただし、任期が 1 年に満たない場合は、別表の任期の始期から終期の期間欄に掲げる区分ごとに、日数欄に定める日数とする。

2 参加者が、第 4 条第 2 項により再度市に任用されたときには、前項の規定にかかわらず、当該再任用時に 20 日間の年次有給休暇が付与される。

3 年次有給休暇の取得は、1 日又は 1 時間を単位とする。

4 参加者が第 4 条第 1 項の任期を満了した後、市が再度の任用を行う場合は、20 日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任期に繰り越すことができる。

5 所属長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げると認めるとときは、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第 13 条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇はその開始の日から起算して 20 日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の期間の算定において同じ。）を超えることができない。

3 病気休暇を承認された期間（第 27 条第 2 項第 1 号に掲げる休職期間を含む。）と期間との間が 7 日に満たないときは、それらの 2 の期間は連続するものとみな

す。

4 病気休暇の期間は、有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる事由によるものとし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 父母、配偶者等参加者の親族が死亡した場合 次に掲げる親族の区分に応じ、当該ア又はイに定める期間
 - ア 父母、配偶者又は子が死亡した場合 連続する 10 日の範囲内の期間
 - イ 兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合 連続する 5 日の範囲内の期間
- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する 5 日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (6) 女子の参加者が 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの日。ただし、産後 6 週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過するまでの期間内における 2 日の範囲内の期間
- (9) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務し

ないことが相当であると認められる場合 当該期間内における 5 日の範囲内の期間

- (10) 参加者が生後 1 年に達しない子の育児を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間 (男子の参加者にあっては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇 (これに相当する休暇を含む。) を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間)
- (11) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 (配偶者の子を含む。) を養育する参加者が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日 (その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が複数の場合にあっては、10 日) の範囲内の期間
- (12) 女子の参加者が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 届け出た生理日の期間
- (13) 女子の参加者が母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 10 条の規定による保健指導又は同法第 13 条の規定による健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市が定めるもので負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの (以下「要介護者」という。) の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をうために勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において、5 日 (要介護者が複数の場合にあっては、10 日) 以内で必要と認められる期間
- (15) 介護休暇 (前号に規定する休暇をいう。以下この項において同じ。) の開始予定日から 93 日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる参加者 (93 日を経過する日から 1 年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、再度の任用がないことが明らかである者を除く。) が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日の範囲内において必要と認められる期間

- (16) 参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 つの継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日につき 2 時間（当該参加者において 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (17) 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (18) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法第 10 条の規定による保健指導又は同法第 13 条の規定による健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
- (19) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- (20) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (21) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年の 7 月から 9 月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる参加者にあっては、1 の年の 6 月から 10 月までの期間）

内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(22) 前各号に掲げるもののほか、所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、同項第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。

(育児休業及び部分休業)

第15条 参加者の育児休業及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)並びにこれに基づく市の条例及び規則の定めるところによる。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第16条 参加者は、その職務を遂行するに当たり、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第17条 市は、参加者の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第18条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第19条 参加者は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第20条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第21条 参加者は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第22条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為を

してはならない。

(ハラスメントの禁止)

第 23 条 参加者は、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント若しくはパワーハラスメントにより、又はこれらを疑われる言動により他の職員に不快感を与える等就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第 24 条 参加者は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 参加者は、前項に規定するいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届け出て、その許可を受けなければならない。

(宗教活動の制限)

第 25 条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第 26 条 参加者は、自宅から任用団体が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなく、その勤務のために自動車等（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。）を運転してはならない。

第 7 章 懲戒等

(免職、休職等)

第 27 条 市は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 市は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第 14 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する場合を除くほか、参加者が病気

(第30条第1項に規定する疾病を除く。)、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連續して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。第32条第2号の日数において同じ。)を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加者に對し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、規則その他市の機関が定める規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の処分の意義及び効果は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支給しない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けず同時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第29条 第27条第2項の規定による休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) 第27条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が職務に

する負傷又は職務による疾病である場合には、その休職の期間中は、報酬から公務災害補償等により得られる給付を差し引いた全額を支給する。

- (2) 第 27 条第 2 項第 1 号の規定による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合には、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して 30 日に達するまでは報酬の全額を支給し、30 日を超えて 60 日に達するまでは報酬の半額を支給し、60 日を超えるときは報酬を支給しない。
- (3) 第 27 条第 2 項第 2 号の規定による休職の場合には、その休職期間中は、報酬の 6 割を支給する。

(勤務禁止)

第 30 条 市は、参加者が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、当該参加者を勤務させない。

- (1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前 2 号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第 31 条 参加者は、第 13 条第 1 項並びに第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号から第 21 号までに規定する休暇を取得する場合は予定日数を、同項第 22 号に規定する休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに所属長に届け出て、その承認を得なければならない。

2 参加者は、第 14 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに所属長に届け出なければならない。

- 3 参加者は、病気又は負傷のため連續して3日を超える休暇を取得する場合及び休職を申請する場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。ただし、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。
- 4 前項本文の場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。
- 5 第27条第2項第2号に掲げる事由による休職及び前条第1項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第32条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は伊賀市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年伊賀市条例第53号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第33条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(令和7年4月1日から令和7年5月31までの間の解雇に関する特例)
- 2 令和7年4月1日から令和7年5月31までの間の第27条の規定の適用については、同条第3項第1号中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

別表（第12条関係）

任期の始期から終期の期間	日数
1月に達するまでの期間	2日

1月を超えて2月に達するまでの期間	3日
2月を超えて3月に達するまでの期間	5日
3月を超えて4月に達するまでの期間	7日
4月を超えて5月に達するまでの期間	8日
5月を超えて6月に達するまでの期間	10日
6月を超えて7月に達するまでの期間	12日
7月を超えて8月に達するまでの期間	13日
8月を超えて9月に達するまでの期間	15日
9月を超えて10月に達するまでの期間	17日
10月を超えて11月に達するまでの期間	18日
11月を超えて1年に達するまでの期間	20日

備考 1月とは、任期の始期の日から、その日の翌月応当日の前日までとする。

議案第 26 号

令和 7 年度一般会計補正予算 教育費関係に係る専決処分の承認について

令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）教育費関係について伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

予算の内容 別紙のとおり

専決第8号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

令和7年度伊賀市一般会計予算書抜粋

(単位:千円)

節		説	明
区分	金額		
		報酬	60
		給食センター運営委員報酬	60
		旅費	15
		旅費	15
		需用費	336,739
		消耗品費	2,257
		燃料費	197
		光熱水費	23,868
		修繕料	18,244
		賄材料費	292,173
		役務費	561
		通信運搬費	474
		手数料	67
		自動車損害保険料	20
		委託料	347,824
		害虫防除業務委託料	264
	338,570千円	第一種圧力容器点検整備・性能検査業務委託料	407
給食センター運営業務委託 【内訳】 ・いがっこ給食センター夢 ・いがっこ給食センター元氣	100,892千円	給食センター運営業務委託料	338,570
	237,678千円	設備機器保守点検業務委託料	165
		空調設備保守点検業務委託料	451
		ボイラー保守点検業務委託料	891
		汚水処理施設維持管理業務委託料	2,668
		清掃業務委託料	1,287
		受水槽・高架水槽清掃業務委託料	109
		警備業務委託料	53
		草刈業務委託料	387
		廃棄物処理委託料	990
		いがっこ給食センター夢ボイラー更新工事設計業務委託料	1,582
		使用料及び賃借料	145
		機械器具借上料	91
		テレビ受信料	54
		公課費	9
		自動車重量税	9
		会計年度任用職員人件費	5,732
		短時間勤務会計年度任用職員人件費	5,732
		報酬	4,033
		会計年度任用職員報酬	4,033

10款 教育費

第1号補正予算書抜粋 (4/18上程)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

(単位: 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
小学校給食セン ター整備運営事 業経費	5,500			令和8年度 ～ 令和16年度	5,500					5,500

議案第 27 号

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認
について

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱（平成 20 年伊賀市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する要綱の専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 7 年 4 月 23 日

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 専決処分理由 4 月 1 日付人事異動に伴い第 3 条別表の職名を追加及び修正する必要があるため専決処分を行ったことに対する承認を求めるとする。
- 改正内容 別紙のとおり
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

専決第5号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令
伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱（平成20年伊賀市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

役職名
教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 教育委員会事務局社会教育推進監 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部こども政策課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部こどもの育ち支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱 第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第6条・第7条（略） 別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>役職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 教育委員会事務局社会教育推進監 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部子どもの育ち支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長</td></tr></tbody></table>	役職名	教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 教育委員会事務局社会教育推進監 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部子どもの育ち支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長	<p>○伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱 第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第6条・第7条（略） 別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>役職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部こども未来課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部こども家庭支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長</td></tr></tbody></table>	役職名	教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部こども未来課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部こども家庭支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長
役職名					
教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 教育委員会事務局社会教育推進監 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部子どもの育ち支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長					
役職名					
教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部こども未来課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部こども家庭支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長					

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2025年（令和7年）4月23日（水曜日）午後2時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 庁議室
3. 出席者 : 澤田教育長、岡森委員、中委員、野口委員、内藤委員、川部事務局長、中次長、小林社会教育推進監兼上野図書館長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、藤島生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 0人
5. 協議事項 :
- 議案第20号 伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に係る専決処分の承認について
 - 議案第21号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に係る専決処分の承認について
 - 議案第22号 学習者用端末の買入れ議案に係る専決処分の承認について
 - 議案第23号 伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の廃止に係る専決処分の承認について
 - 議案第24号 伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱の廃止に係る専決処分の承認について
 - 議案第25号 伊賀市語学指導等を行う外国青年の任用等に関する規則の制定に係る専決処分の承認について
 - 議案第26号 令和7年度一般会計補正予算 教育費関係に係る専決処分の承認について
 - 議案第27号 伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認について
6. 報告事項 :
- ①寄附について
 - ②委員会の委員等の報酬に関する規則の一部改正について
 - ③伊賀市就学援助費支給要綱の一部改正について
 - ④伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の制定について
 - ⑤三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金交付要綱の制定について
 - ⑥伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱の一部改正について
 - ⑦伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議設置要綱の一部改正について

について

⑧伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員委嘱について

⑨伊賀市文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議設置要綱の一部改正について

⑩史跡上野城跡保存活用計画庁内検討会議設置要綱の一部改正について

⑪その他

閉会： 14時51分

署名委員： 野口委員

教育長

皆様方には、お忙しい中ご参集賜り、誠に感謝申し上げます。4月の後半に差し掛かり、今週末には多くの学校において授業参観や保護者懇談会、PTA総会、家庭訪問等が執り行われ、早い所では運動会の練習も始まっています。各学校においては、概ね順調に始まりつつあると考えます。さて、4月1日の教育委員長就任記者会見において、3つの重要事項について申し述べました。第1点は、多様な子どもの学びと育ちを支援すること。第2点は、学びの環境をデザインすること。第3点は、保護者や地域の方々と連携協同し、新たな価値を創設することでございます。この3点に関しましては、伊賀市みらい構想や、それに伴う校舎等の改修、環境整備、新図書館の開館、学校図書館との連携及び充実、美術博物館の建設、郷土教育の推進、GIGAスクール構想による第二期学習用端末の更新、児童生徒の個別最適な学び、協働的な学び、探究的な学びの推進、家庭学習との連携等々、すべて先述の3点に繋がるものであると考えます。一つ一つの課題に真摯に向き合い、誠実に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより令和7年第5回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。

議事録署名委員には、野口委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、野口委員といたします。よろしくお願いします。

教育長

日程第2 令和7年第4回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第20号 伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に
係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第20号に対し、原案ど
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案20号は、可決いたしました。
議案第21号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規
則の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 部署名を変更することにより、他に変わることはございますか。

教育総務課長 内容は変わらず、名称のみが変更されました。教育委員会に関係する部分
においては、何ら変わることはございません。

事務局長 市長の公約を踏まえ組織改革を行っており、企画振興部が未来政策部と地域
力創造部の2つに分かれたことにより対象業務が分かれているところがあり
ますが、教育委員会の事務については変更はございません。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 21 号に対し、原案ど
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案 21 号は、可決いたしました。
議案第 22 号 学習者用端末の買入れ議案に係る専決処分の承認についてを
議題といたします。
教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 契約に関して、会社に対する評価点とありますが、どういった評価をされて
いるのですか。

教育総務課長 評価の項目が 6 項目あり満点は 120 です。項目ごとの配点は公表さ
れていないので申し上げられませんが、機械（本体と付属機器）、納品、サ
ポート、実績、提案、価格評価点の 6 項目で評価がなされました。120 満
点中 96 でした。

委員 1 社なので比較するものがないですが、他に手を挙げるところはなかったの
ですか。

教育総務課長 そうです。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 22 号に対し、原案ど
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案 22 号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、日程第 4 議案第 23 号から議案第 25 号までの 3 議案を一括して議題といたします。議案第 23 号 伊賀市語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の廃止に係る専決処分の承認について、議案第 24 号 伊賀市語学指導等を行う外国青年就業要綱の廃止に係る専決処分の承認について、議案第 25 号 伊賀市語学指導等を行う外国青年の任用等に関する規則の制定に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 旧の要綱、規則に書いてあったことのハイブリット版と捉えていいですか。その他、内容が増えたり減ったりなど変更したことはありますか。

学校教育課長 休暇に関しては認められるものが増えてきているため、新たに追加しました。

委員 報酬費について、本人らが日本に来てからの社会保障や医療の部分については特に記載がありませんが、怪我や病気で受診したい時はどのようにしていますか。

教育長 過去にこの仕事をしたことがあります、病院に連れていったこともあります、市の保険証等を使用するため、10 割支払う必要はなく、負担が大きくなることはありませんでした。

事務局長 通常の健康保険と同じく、社会保険料を報酬から引いて支払いをします。

委員 議案第 25 号の第 14 条第 1 項第 10 号に、1 日 2 回それぞれ 30 分以内の特別休暇が承認されるとあるが、30 分以内を 2 回とはどういった背景がありますか。

事務局長 職員も同様に育児をする期間が認められており、1 日 2 回 30 分早く帰り子どもの世話をする時間を設けております。2 回分を固めて 1 時間早く帰ることも可能です。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。採決は議案ごとに行います。まず、議案第 23 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 23 号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第 24 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 24 号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第 25 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 25 号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、日程第 5 議案第 26 号 令和 7 年度一般会計補正予算 教育費関係に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
いがっこ給食センター元気所長から説明をお願いします。

(いがっこ給食センター元気所長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 26 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

- 教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 26 号は、可決いたしました。
- 教育長 日程第 6 議案第 27 号 伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
生涯学習課長から説明をお願いします。
- (生涯学習課長 説明)
- 教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 27 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の举手を求めます。
- (委員の举手)
- 教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 27 号は、可決いたしました。
- 教育長 それでは、日程第 7 報告説明事項に移ります。
事項①番 寄附についてを説明お願いします。
- (教育総務課長 説明)
- 教育長 ご質疑ございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 事項②番 委員会の委員等の報酬に関する規則の一部改正についてを説明お願いします。
- (学校教育課長 説明)
- 教育長 ご質疑ございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 事項③番 伊賀市就学援助費支給要綱の一部改正についてを説明お願いします。
- (学校教育課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

委員 学校給食費に関して無償化になっているが、他に費用がかかっているものはありますか。

学校教育課長 ありません。

委員 定例会全体の話になりますが、要綱の改正において議案で承認を得るものと報告だけで済ませるものとの違いは何ですか。

学校教育課長 教育委員会で定めているものについては、議案として提案させていただき検討いただきますが、市長部局のものについては決定後の報告とさせていただいているです。

委員 教育委員会で諮るものではないということですね。

事務局長 伊賀市の規則か、教育委員会規則かの違いです。

委員 滞納分の援助について、就学援助費が出ていましたが、対象の費用以外に何かしらの滞納があった場合、さらにその分の援助も対象にするという意味合いで合っていますか。

学校教育課長 就学援助は本来、指定された保護者の口座へ振込を行い、それを払っていただくよう学校が保護者にお話をしていましたが、子どもに係るものを就学援助として出させていただいていることから、滞納があった場合は、支給されるお金を学校へ直接支払われるということで、プラスアルファで支給するということはございません。

委員 これまで保護者に振り込まれ、学校に支払ってもらっていたものを、滞納の事実があった時点で、この費用は直接学校へ納入されるということでしょうか。

学校教育課長 はい。

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項④番 伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の制定についてを説明お願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

委員 支給対象のフリースクールについて、何らかの要件があって、県が指定している学校を市も対象としているが、それはどのような要件でしょうか。

学校教育課長 例えばフリースクールが学校との連携をとり、フリースクールに出席すれ

ば学校に出席したこととする等の要件を踏まえた施設ということになっております。

委員 フリースクールの種類によっては出席しても学校と連携が取れていなくて学校の出席扱いにならないというリスクでも存在するのでしょうか。

学校教育課長 基本的には学校長が出席とするかの判断を行っているのですが、塾のような形で利用しているような場合もあり難しい判断ですが、子どもが社会的自立を果たしていくような活動を行う施設かということを考えています。

教育長 例えば三重県ではどのようなところがありますか。

学校教育課長 伊賀市の子どもが実際に通っているところでは、三重シユーレ、スコーレ倭があり、現在2名ずつ通っている現状であります。オンラインのフリースクールを利用している子もいるのですが、先ほどお伝えしたように、社会的自立を果たしていくということから外出するということを三重県でも目的としているため、オンラインでの参加を行うフリースクールについては支給対象外としています。

教育長 どちらも津市ですね。

学校教育課長 はい。

教育長 続いて、事項⑤番 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金交付要綱の制定についてを説明お願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

委員 今でも伊賀鉄道、近鉄については補助があると思いますが、なにが違うのでしょうか。

学校教育課長 交通政策課で行っている補助は2分の1ですが、この四葉ヶ咲へ通う方については全額補助としています。

教育長 続いて、事項⑥番 伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱の一部改正についてと、事項⑦番 伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議設置要綱の一部改正についてと、事項⑧番 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員委嘱についてを一括して説明お願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑨番 伊賀市文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議設置要綱の一部改正についてを説明お願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑩番 史跡上野城跡保存活用計画庁内検討会議設置要綱の一部改正についてを説明願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑪番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

(なしの声)

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。これをもちまして、第5回定例会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

14時51分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員